



## 《注意事項》

1. 使用者は、承認を受けた目的以外の使用又はその権利を譲渡、若しくは転貸してはならない。
2. この承認書の記載に変更が生じたときは、直ちにその旨を連絡すること。  
【連絡先】 三条商工会議所 会館管理室 TEL 0256-32-1311
3. 会館の使用が次の各号に該当すると認めるときは、その使用を停止する場合がある。（「会館の管理及び運営に関する規程」第9条）
  - (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱す恐れがある時。
  - (2) 危険物を使用するものであり、災害発生の恐れがある時。
  - (3) 会議所の業務に支障をきたす恐れがある時。
  - (4) その他会館の管理運営上支障がある時。
4. 三条商工会議所の施設及び器具等を毀損又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。（「会館の管理及び運営に関する規程」第13条）
5. 会場使用料は、使用日の7日前までに全額納付すること。（「会館の管理及び運営に関する規程」第10条）
6. 既に納入した使用料は、使用者の都合により取消した場合、返還しない。（「会館の管理及び運営に関する規程」第12条）
7. 三条商工会議所の施設使用者は、次の事項を順守すること。
  - (1) 使用当日は、使用する部屋に入室する前に管理室へ報告しその指示に従う。
  - (2) 使用終了後、管理室へ連絡し係員の点検を受ける。
  - (3) 会場設営及び使用後の原状復帰は、使用者が行う。
  - (4) 使用時間を守る。（後始末の時間を含む）
  - (5) 許可を得ないで、火気の使用をしない。
  - (6) 許可を得ないで、ポスター等広告類を掲示しない。
  - (7) 大きな音を出したりして、他人に迷惑を掛けない。
  - (8) 決められた場所以外で、喫煙を行わない。
  - (9) 収容人員を超えて入館させない。
  - (10) 壁面・床・器具類等損傷しないよう注意する。
  - (11) 1階「多目的ホール」使用の場合で、会場設営を依頼する場合は、「会場設営依頼書」を添付すると共に、設営・撤去費を負担しなければならない。
8. 三条商工会議所会館を利用するに当たり、広報・告知などで会場名称の記載や使用を希望する場合は、下記の名称を使用することとする。  
下記以外の名称を使用した場合は、名称の変更を指示する場合がある。  
また、名称変更の指示に従わない場合、会場使用の許可を取り消す場合がある。

### 【会場の名称】

正	誤
三条商工会議所 <u>会館</u>	三条商工会議所
三条商工会議所 <u>会館</u> △階 □□室	三条商工会議所 △階 □□室